

Title	アメリカ南西部における西漸運動：テキサス・オースティン開拓地
Sub Title	Austin's colony in Texas 1821-1836
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.3 (1963. 3) ,p.270(72)- 283(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19630301-0072
Abstract	
Notes	資料・研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630301-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ南西部における西漸運動

— テキサス・オースティン開拓地 —

岡田泰男

一

一九世紀前半のアメリカにおける西漸運動には、いわゆる北西部型と南西部型という二つのパターンがあったといわれている。前者は大体オハイオ河以北において見られたものであり、フロンティアの土地へ、先ず毛皮商人が登場し、次いで牧畜業者、開拓農民、農業企業家がその後を追うという順序で、西漸運動が展開してゆく、とされる。後者は、メキシコ湾に沿った南西部の諸州で見られたものであって、そこでは開拓農民について、奴隷を連れてプランターが移住してきて、小農民を丘陵地帯の瘦地へ追いやってしまった、といわれる。

このような西漸運動の型の相違が、南北両地域における社会経済構造に影響を与えた。北西部では、開拓農民が身分を上昇させて農業企業家になってゆくことが可能であり、小農民を中心とする「民主的」な社会がつくられた。これに反して南西部では、丘陵地帯へ追われた小農民は、没落してブーア・ホワイトにならないまでも、

身分上昇の機会はなく、そこにはプランターを中心とする「貴族的」な社会がつけられた、というわけである。⁽¹⁾

こうした考え方は、ターナー教授以来、フロンティア学派の人々に受けつがれ、今日に至っている。もっともターナー教授の説が、そのまま受け入れられているわけではなく、いくつかの修正が必要とされている。西漸運動一般については、土地投機業者の存在が見落されていること等が指摘されているが、⁽²⁾ここで南西部型の西漸運動にかぎって言えば、主に次の二点である。すなわち、南西部においては最初に牧畜業者が移住し、次いで農民が西漸してきて牧畜業者を丘陵地帯へ追いやったものであること、⁽³⁾また前の修正とはいくぶん観点が異なるが、開拓農民と同時に、最初からプランターがフロンティアへ移住する場合があったこと、⁽⁴⁾である。

ここでは、わが国において従来あまり注目されなかった南西部型西漸運動の修正説について、特に第二の修正点をとりあげ、一八二〇、三〇年代、開拓初期のテキサスを例として、それが妥当するか否かを検討してみたい。⁽⁵⁾

- (1) Turner, F. J., *Rise of the New West, 1819-1828* (N. Y., 1906) Chap. 6; Billington, R. A., *Westward Expansion*, 2nd. ed. (N. Y., 1960) Chaps. 14, 15.
- (2) Billington, R. A., "The Origin of the Land Speculator as a Frontier Type," *Agric. Hist.*, Vol. 19, No. 4. (1945)
- (3) Owsley, F. L., *Plain Folk of the Old South* (1949) Chap. 2.
- (4) Gates, P. W., *The Farmer's Age: Agriculture 1815-1860* (N. Y., 1960) pp. 140-1.
- (5) 従来、わが国におけるターナー説批判においては、主に「安全弁説」と土地投機業者の問題がとりあげられている。最近では、小林英夫「いわゆる安全弁説について」(関西大学経済論集十一巻五号六号)

二

当時のテキサスはメキシコ領であったが、メキシコ政府はテキサス開発のため、アメリカからの移住者を歓迎した。南部の人々にとって、テキサスは未知の土地ではなく、ニュー・オルリンズ、New Orleans からは三日の船旅、レッド・リッド川沿いのナチトシェズ Natchitoches からは一〇日の陸旅で到着でき、自然の障害は存在しなかった。テキサスがスペイン・メキシコ領となったのは、一八一九年のアダムス・オニス条約によるものであり、アメリカ人の多くはそれに不満を持った。しばしばテキサス買収が計画され、実現する見込みもあった。

アメリカ南西部における西漸運動

一方、アメリカの一八二〇年の土地法は、公有地年賦払下制を廃止したので、公有地取得には最低一〇〇ドルの現金が必要となり、評判が悪かった。一八二〇年、すでにアラバマの人口は一三〇、〇〇〇、ミンシッピは七五、〇〇〇、ルイジアナは一五〇、〇〇〇に達しており、一歩先に広がるテキサスの豊かな土地に、移住者が入ってゆくのは当然であった。メキシコ政府は個人の移住も許可したが、開拓請負制度をしき、請負者に開拓地を建設させた。いずれの場合にも、アメリカにおけるよりもはるかに容易に、約十分の一の価格で土地が取得できたので、人々をひきつけた。⁽¹⁾

さて、アメリカ人請負者によって最初に建設された開拓地は、ステイヴン・オースティン Stephen Austin によるものであった。これは彼が父親モーゼス Moses から引継いだ事業であり、一八二一年末から開拓が始められた。オースティンは、一八三〇年迄に、二〇〇家族分の開拓請負契約をメキシコ政府と結び、彼の開拓地の人口は、一八二五年には、一、八〇〇、一八三一年には四、二四八、となっていた。メキシコ湾に面し、ブラッソズ Brazos コロラド Colorado 両河にかこまれた、最も恵まれた位置をしめ、初期のテキサス開発の中心となったのは彼の開拓地であり、後年テキサスにおけるプランテーションの中心地域となったのは、この一帯であった。したがって以下、オースティン開拓地を中心として考察を進めてゆきたい。⁽²⁾

一八三一年、テキサスを訪れた一婦人旅行者は次のように書いている。

「当地の社会状態には、当然予想されるように多くの不調和があります。東西南北各地方から集まって来た人々が、新しい環境に同化し適合するには、やはり時間がかかることでしょう。しかし、人々は皆親切でお客をあたたく迎えます。誰もが旅人を招き入れ、食事を与え、宿を提供してくれまます。ここには貧乏人も金持ちもいません。ある程度、貧富の差はあっても差別は全くありません。移住者は誰もが同じ広さの土地を手に入れ、その平等さが続かないとすれば、それは一方が怠け、他者がよく働いたからです。誰もが幸福で忙しく、自分の仕事一杯あるので、他人のお節介をやきません。人々は共通の利害、目的、希望によって、しっかりと結びつけられています。」

もし彼女の描写が正しいとするならば、当時のテキサスにおいては、通説通りの南西部型西漸運動が展開していた、といえよう。南西部においても、開拓当初は小農民による民主的なフロンティア社会が形成された、といわれており、当時のテキサスはこの段階にあった筈だからである。

現に、一八二〇年代及び三〇年代前半のテキサスは、自給自足的色彩の濃い、小農民のフロンティア社会であった、という考え方が、アメリカにおいて通説化しているように思われる。グレイ教授は「初期の(テキサス) 移住者の間には、プランテーション農業へ向う強い傾向があったように見えない。一八三〇年以前における奴隷所有規模は、一般的に小さく、奴隷総数も少なかった。……開拓者の多くは、自家消費のための農業に補充された牧畜業を営むメ

キシコ人の生活に適應していた。」と述べ、ビンクリー教授も「開拓時代のテキサスにおける」典型的な生活は、自分の土地を開墾し、家屋を建設するフロンティア農民の生活であった。」と述べている。⁽⁵⁾はたして、このような見解は正当であろうか。先ず、オースティン開拓地の人口構成を検討してみよう。

- (1) Barker, E. C., "Notes on the Colonization of Texas," Mississippi Valley Hist. Rev., Vol. 10, No. 2, (1923) pp. 141-52.
- (2) オースティン開拓地に関する史料は Barker, E. C. ed., The Austin Papers, Vol. 1, American Historical Association, Annual Report, 1919; Vol. 2, Annual Report, 1922.
- (3) Billington, R. A., The Westward Movement in the United States (N. Y., 1959) Document No. 11, p. 135.
- (4) Gray, L. C., History of Agriculture in the Southern United States to 1860 (Wash., D. C. 1933) Vol. 2, pp. 906-7.
- (5) Binkley, W. C., The Texas Revolution (Baton Rouge, 1952) p. 12.

三

オースティン開拓地の人口構成を知るための史料としては、一八二五年の人口調査の記録が残されているのみである。それも、開拓地全体についての調査の要約と、開拓地内の一地区についての調査書にすぎない。したがって開拓地の人口構成の時期的変化を追うことは出来ず、一八二五年の状態についての断面図を得ることで満足

第一表

	男子	女子	計
供者者者人隸	324	224	548
身婚別	188	22	210
子独既死雇奴	168	167	335
	24	13	37
計			227
			443
			1800

しなればならない。すでに述べた如く開拓が始められたのは、一八二二年末であるが、本格的な開拓地建設は一八二三年に入ってからおこなわれたのであり、一八二五年はごく初期の段階であるといつてよい。

第一表は開拓地全体についての人口構成である。子供とは一六歳未満の者であり、死別者とは、配偶者に死別した者である。

既婚者のうちには、家族がまだ移住してきていない者もいる。雇人とは、移住の際、近隣の知人や親類の二、三男などが同行してきたもので、農作業などの手助けをする家長の家族以外の同居者と考えてよいであろう。全人口の約四分の一が奴隷であったことが注目される。

次に、コロラド Colorado 地区について、もう少し詳しく見てみる。

第二表

20	畜業	18	畜業
15	革業	15	革業
1	冶師	1	冶師
1	工明	1	工明
1	計	1	計
3	計	3	計
60	計	60	計

よう。当時オースティン開拓地は四地区に分けられており、これはその一つである。この地区には六〇世帯が住み、その内、夫婦二五組、配偶者に死別した者が二人、独

第三表

氏名	職業	雇人数	奴隷数
1. G. Snider	業治	5	
2. W. B. Dewceez	業治	5	
3. J. Burnam	業治	2	
4. B. Beeson	業治	1	7
5. T. Williams	業治	1	6
6. J. Ross	業治		4
7. A. Jackson	業治		4
8. J. Tober	業治		3
9. J. Cummin	業治		1
10. A. Anderson	業治		1
11. W. Rabb	業治		1
12. T. B. Bell	業治		1
計		14	27

身者が三三人である。子供、雇人、奴隷については、一三世帯分、記入されていないので、総人口は不明である。六〇世帯の家長の職業は第二表に示した如くであり、農業、牧畜業およびなめし革業が大部分をしめている。もっともフロンティアにおいては、職工なども一様に農業に従事したのであり、この

調査にも「この開拓地の住民は、いずれも農業と牧畜業に従事している。いろいろな職工もいるのであるが、現在は農耕に従事しているので、細かな業種は解らない。」と記されている。なお、なめし業者が多いことは、この開拓地における牧畜業の比重の大きさを示している。しかし彼等もある程度は農業に従事していたことが容易に想像される。

第三表は、雇人使用者および奴隷所有者の氏名、職業、使用もしくは所有規模を示したものである。これらについて記入のある四七世帯の内雇人使用は五世帯、奴隷所有は八世帯にすぎない。雇人についてはすでに記したが、この表でなめし革業者や鉄砲鍛冶に使用されているのは徒弟のようなものであったかもしれない。奴隷所有者はごく一部にすぎず、その所有規模は小さかったから、この地区についても見れば、グレイ教授の言葉は正しいようでもある。

しかし、再び開拓地全体について奴隷所有規模を検討すると、次の如くなる。開拓地の全世帯数は正確には解らないが、大体三五〇家族前後であり、その内、奴隷所有世帯は六九である。所有規模は、五八世帯が奴隷を一〇九名所有し(奴隷総数一七二)、一一世帯が一〇一〇名(総数二七二)所有している。したがって、奴隷所有世帯は、全体の約二〇%であるが、そのほとんどはコロラド地区において見られたように、わずか数名の奴隷を所有するにすぎない。所有世帯の内、一五%に当る少数者が、奴隷総数の約六〇%を所有し、その中にはグロス J. B. Grose のような大プランターがいたのである。

南北戦争前の南部社会の構成は、最上層に大プランター、次いで中小プランターがあり、それを支えてプレイン・フォークあるいはヨーマンと呼ばれる自営農民、その下にプーア・ホワイト、最下層に黒人奴隷が存在する、というものであった。テキサスは一八五〇年のセンサスによれば、全人口が約二二二、〇〇〇、その内五八、〇〇〇が奴隷であった。しかし、一五四、〇〇〇の白人及び自由黒人のうち、奴隷所有者は八、〇〇〇(家族の人数を入れれば約三六、〇〇〇)にすぎず、しかもその半数以上が五名以下の奴隷を所有する小奴隷所有者であった。

そうして見れば、開拓が始まって数年後のオースティン開拓地においては、人口構成の点から見ても、すでに後年のテキサス社会、あるいは南部社会の「ひな型」が形成されていた、といつてよいであろう。

- (1) Austin Papers, Vol. I (以下 API と略記) pp. 1275-6, p. 1244
- (2) API, p. 1275.
- (3) Barker, "Notes," op. cit., pp. 150-1.
- (4) Turner, F. J., The United States, 1830-1850 (N. Y., 1935) pp. 357-8.

四

土地取得の条件はどうであったか。先に引用した婦人旅行者は、移住者の誰もが同じ面積の土地を取得すると述べたが、はたしてそうであろうか。

オースティン開拓地において、土地はメキシコの拓殖法 Ley de Colonization の下と与えられた。元来この法律の下では、農民は一ラポール Labor (一七七エーカー) 牧畜業者は一シイティオ sitio (四、四二八エーカー) の土地を与えられることになっていたが、開拓地では農民でも希望すれば四、四二八エーカーが与えられた。代金は時期により異なるが、エーカー当り四セントから一二・五セントであり、年賦払いが認められていた。またいく分割増しをすれば、家畜、収穫物による支払いも認められた。

さらに拓殖法においては、資金もしくは技術を有する者、家族員数の多い者に対しては、最大限一シイティオまでの払下げが認められていた。したがって、アメリカにおけるよりも、はるかに有利な条件で大農場を建設することが出来た。移住者の中には一七七エーカーを取得することで満足する者もいたが、二、三シイティオを取得する者もあり、先に名をあげたグロスは七シイティオ(三三〇、九九六エーカー)を取得した。こうして開拓地には、大農場と小農場とが入りまじって存在していたことが、測量師の記録などからも知り得る。開拓地の住民間における土地所有の不平等は、怠惰と勤勉の結果として生じたのではなく、土地購入資力の差によって、最初から存在していたわけである。

ところで、このような条件の下では土地投機のおこなわれたことが、当然予想される。事実、開拓請負者たるオースティン自身、元来、土地投機を目的として開拓地建設に着手したのであり、当時のテキサスにおける開拓請負事業はすべて投機目的で始められた。し

かし、メキシコの拓殖法の下では、請負者は政府の代理人にすぎず、アメリカにおける土地投機業者のような活動は封じられていた。請負者は政府により指定された開拓地に移住者を誘致し、政府委員と共に公定代金で土地払下げをする。代金は国庫に納入される。一〇〇家族が移住定着する毎に、請負者は報酬として、五シイティオ及び五ラポールの土地を与えられるが、最大限八〇〇家族分までであり、また六カ年以内に一〇〇家族以上定着しなければ、請負契約は破棄されることになっていた。したがって請負者として土地投機をすることは困難であり、オースティンの開拓事業も投機としては失敗だった。他の請負者の多くは不正手段に訴え、無知な地券購入者や善意の移住者に損害を与えたのであった。

オースティンは種々の事情から投機をあきらめ、開拓の発展に努力した。そして開拓地内における土地投機の発生を防止するため、川沿いの交通便利な土地が少数者によって独占されぬよう配慮し、不在土地所有者の存在を許可しなかった。もっとも彼は移住者による大土地の取得、移住者間の土地売買は認めていた。これを禁止することによって、移住が抑制されるのを恐れたからである。なお、通常の移住者が取得した四、四二八エーカーという面積は、一見非常に広大なようであるが、牧畜業者にとっては適当な面積であつて、これを取得した者がすべて潜在的な土地投機業者であるとはいえない。そして、オースティン開拓地の範囲が広大であり、前述の如き配慮がなされたことによって、開拓地内での土地投機はあまりおこなわれなかったものと思われる。

さて、南西部において最初にフロンティアの土地を取得するのが小農民であり、プランターがくるのは開拓がある程度進展してからである、といわれるのは、次の如き理由による。プランターは市場向生産をしているから、市場からあまり離れた場所に移動出来ないが、自給的農業に従事する小農民は、商業化した地域に止る必要が少ない。したがって小農民は買手さえあれば、農場を売却して地価の低いフロンティアへ移住し、差額分の利益を得る。プランターは通常間屋 factor へ負債をおっており、毎年収穫があり、現金収入があることが必要であったから、土地の地味減退から西漸を希望しつつも、フロンティアへ移住することは出来ない。ある程度、開拓が進み、棉花をすぐに栽培して、移住した年にも収穫を得、さらに市場への交通の便が利用できるような段階に達した土地へのみ移住できる。その際、先着の小農民はプランターに農場を売却して、再び新しいフロンティアへ向うのであり、追い払われるというよりは、利益を得て自ら進んで移住してゆくわけである。オースティン開拓地において、このような事態は見られたであろうか。

グロスが移住して七シイテイオを取得したのは一八二三年のことであり、当然それは未墾地であった。開拓が一応進んだ一八三一年、ジョージアから五〇人の奴隷をつれて移住したマウフィー Murphy にしても、十分な開墾労働力を持っているからとして、二カ所に未墾地の取得を希望した。移住を望み、オースティンに対して開墾の書簡をおくったプランター達も、市場への交通の便、土壌の性質などを気にしてはいるが、いずれも未墾地を安価に取得す

ることを希望し、小農民の開墾農場の購入などは考えていなかった。

一八二五年二月、アラバマのプランターの代理人がオースティンにおくった書簡には、土地取得条件の問合せに続いて「購入者は彼等自身でその土地に移住しなければならないか。それとも最初のうちは、他の勤勉な人々を移住させておいてもよいか。こうした事を尋ねるのは、当地の上層の人々は、彼等の購入した土地がよく開墾され、家屋なども建てて住みやすくなつてから移住しても良いのなら、大いに乗気になるだろうからである。」と書かれている。

開拓地内の土地は、購入後六カ年以内に居住し耕作すればよいとされていた。不在所有は禁じられていたが、代理の者でも実際に移住定着して開墾するならば、購入者が最初から移住しなくとも構わなかった。プランターの移住にはこの方法がとられた。

プランターの経済が常に火の車だったわけではない。豊作で棉花価格もそう低くない時には、かなりの利益を得て、余剰資金を手許におくことが出来た。プランターはその資金で、フロンティアに安い土地を購入し、奴隷の一部を奴隷監督と共にフロンティアへ移住させ、開墾に従事させる。東部のプランテーション経営は、いく分規模を縮小させはするが、そのまま継続する。ある時期になつて、フロンティアの開墾が十分に進み、棉花を栽培し、市場へ出せるようになってから、東部のプランテーションをひきはらつて、新しいプランテーションへ移住する。このようにすれば毎年収穫があり、現金収入も途切れずにすむ。この場合、フロンティアにおいて

は開拓が始まったばかりの時から、プランテーションが建設されるわけである。

オースティン開拓地に見られたのは、まさにこのような事態であり、通説とは異なる展開であった。大土地を安価に、しかも年賦払いで取得できたことは、プランテーションの建設を容易にしたのであ

- (1) API, p. 591, p. 705, pp. 679-81, p. 795, pp. 1110-1.
- (2) API, p. 701, p. 908, p. 911, pp. 927-8.
- (3) API, pp. 428-9, p. 527, pp. 868-9; Austin Papers, vol. II (以下 API 参照) pp. 70-4, pp. 264-71; Hafen, L. R. and Risher, C. C., Western America (N. Y., 1941) pp. 269-71.
- (4) API, pp. 280-1, pp. 466-7, API, p. 997.
- (5) Webb, W. P., The Great Plains (Boston, 1931) p. 427; Allen, R. H., "The Spanish Land Grant System as an Influence in the Agricultural Development of California," Agric. Hist., Vol. 9, No. 3 (1935) p. 128.
- (6) Russel, R. R., "The Effects of Slavery upon Nonslaveholders in the Ante Bellum South," Agric. Hist., Vol. 15, No. 2 (1941) pp. 120-1.
- (7) API, p. 701, API, p. 666, pp. 685-6.
- (8) API, pp. 1047-8.
- (9) API, pp. 1110-1.
- (10) Gates, The Farmer's Age, op. cit., pp. 5-6.

アメリカ南西部における西漸運動

五

開拓地の住民は、とうもろこし、棉花、豆類、野菜類、砂糖きび、小麦、からす麦などを栽培し、牧畜をおこなっていた。奴隷を所有しない農民は主にとうもろこしを作っていた。ある開拓民の思い出によれば、彼の家では一〇エーカーほどの土地を耕作していたが、そのほとんどに、とうもろこしが植えられ、棉は一〇一、二畦、植付けられていたにすぎなかった。棉花栽培はプランターがおこなったが、彼等も棉花単作ではなかった。奴隷七人を所有し、九三エーカーの土地を耕す一小プランターの、ある年の収穫は、棉花八〇捆 bale とうもろこし二、〇〇〇ブッシュェル、さつまいも五〇〇ブッシュェル、その他少々であった。

ところで、開拓地の人々は、工業製品や、当地で生産されない食料品などは、ニュー・オルリンズから輸入しなければならなかった。輸入された品目は、鋏、鋤、釘、斧、ブリキ製品、弾薬などをはじめとし、インディアンへの贈り物にしたと思われるビーズ玉、飾りボタン等に至るまで、非常に多量にわたっている。それらは凡て必需品であり、フロンティアの開拓地といえども、自給自足は不可能であった。そして、これらに対して開拓地から輸出できるものは棉花、皮革などであり、特に棉花であった。

棉花は早い時期から輸出された。一八二四年、テキサスの棉花の見本を持って、ニュー・オルリンズへ行ったグラント J. Grant は、「ニュー・オルリンズの商人たちは、それが、この市場へ搬入され

る如何なる棉花よりも優れており、海島棉に等しい、といった。⁽⁵⁾と書いている。一八二五年五月、ニュー・オルリンズの商人コックスZ. Coxは、現在棉花価格は高いから急いで積出すように、⁽⁶⁾といっている。当時アメリカでは、品種改良のためにメキシコ棉の種子輸入がおこなわれていたが、ニュー・オルリンズのシエルダン W. A. Sheldon は、「テキサスから種子が、一層容易に入手できれば、ルイジアナの棉花は改良されるだろう。」と書いている。

勿論、輸出された量は多くはない。一八二八年には五〇〇梱であったというし、一八三〇年代に入っても三、〇〇〇、四、〇〇〇梱が輸出されたにすぎない。一八三〇年、開拓地には四カ所の繰棉場があるだけであった。一八三一年に、木綿工場建設の計画があったとき、オースティンは原料不足の心配はないといったが、結局は実現しなかったようである。しかしながら、開拓地の経済において棉花のしめる比重が大きかったことは確かであろう。

さて、ニュー・オルリンズとの貿易は、開拓地の人々にとって決して有利なものではなかった。輸入された商品の価格は、開拓地では非常に高くなった。例えば、ニュー・オルリンズから輸入される砂糖及びコーヒーについては、価格差を検討してみる。⁽¹⁰⁾

一八二七年―三〇年に、ニュー・オルリンズでは、砂糖一ポンド当りの卸値が、五・二五セント―九・五〇セントであった。同じ時期に、開拓地での小売値は二〇セント―二五セントであった。同じ年代に、コーヒー一ポンド当り、ニュー・オルリンズでの卸値は一・〇セント―一五・八セント、開拓地での小売値は、二五

とき、開拓地での小売値は、一五―二五セントであった。またウィスキーも輸入されていたが、ニュー・オルリンズで、ガロン当り卸値二五―三〇セントのもが、開拓地では一ドル四〇セント―二ドルで売られた。

逆に、開拓地から輸出される棉花の価格はどうかであったか。一八二〇年代半ばから一八三二―三三年に至るまで、ニュー・オルリンズにおける棉花価格は低く、年平均、ポンド当り一〇セント以下の相場が続いた。⁽¹¹⁾先に触れたニュー・オルリンズのコックスは、「当地の棉花市場は香ばしくなく、あなたに輸出をおすすめすることが出来ない。……ヨーロッパでの価格は相変わらず低く、在庫は多い。……棉花を栽培するプランターの将来の見通しは暗い。」⁽¹²⁾という書簡を、一八二八年十月、オースティンにおくっている。

輸入商品は高価であり、輸出する棉花は安く売却するはかなかつたから、開拓地の人々は不利な立場におかれた。正確な数字は不明であるが、一八三四年頃、テキサスの年間輸出総額は約五〇〇、〇〇〇ドル、輸入総額は約六三〇、〇〇〇ドルであったという。⁽¹³⁾年間一三〇、〇〇〇ドルの赤字である。これはオースティン開拓地だけの数字ではないが、ともかくテキサスのおかれていた不利な状態を、はっきり示している。これによる悪影響を最も大きく受けたのが、プランター達であったことはいうまでもない。彼等の目がより有利な市場へ向けられるようになるのも当然であろう。

そこで考えられたのが、メキシコ諸港との交易、さらにメキシコ諸港を通じてのヨーロッパ市場との連絡であった。一八二八年、オ

アメリカ南西部における西漸運動

セント―五〇セントであった。

もちろん、小売値と卸値との差はあるし、オースティン開拓地では掛売動定のために一層高くなっている点も考慮しなければならぬ。しかし、それにしても、この価格差は著しい。開拓地と同様、ニュー・オルリンズから砂糖やコーヒーを購入していたシンシナティにおいて、同じ一八二七年―三〇年に、砂糖一ポンド当りの卸値は七・七五セント―一五・五〇セント、コーヒーは、同じく一三・〇セント―一八・五セントであった。小売価格はこれよりもいく分高くなるが、オースティン開拓地の水準まで上昇するとは考えられない。

距離的にいえば、オースティン開拓地の方が、シンシナティよりもニュー・オルリンズに近い。しかし、ミシシッピ河における蒸気船航行の発達によって、一八二〇年代にシンシナティとニュー・オルリンズ間の価格差は縮小し続けた。一八二二年―二五年に、砂糖一ポンドについての価格差は平均三・九セントであったが、一八二六年―三〇年には平均二・六セントに縮小した。コーヒー一ポンドについて、同じ時期をとってみると、七・四セントの価格差が、二・六セントになつていく。⁽¹⁴⁾

一方、ニュー・オルリンズとオースティン開拓地の間には、一八二六年以降、蒸気船が定期的に航行していたが、交通の未発達であったとはいうまでもない。⁽¹⁵⁾そのために、開拓地住民は大きな価格差を負担しなければならなかった。他の例を加えればニュー・オルリンズで、釘がポンド当り六―七セント(卸値)であった

オースティンは開拓地の住民を代表して、次のような請願書をメキシコ政府へおくった。

「……アメリカ合衆国では農業が大いに発展しているが、これは農産物輸出が盛んにおこなわれているためである。……そのうち棉花がかなりの割合をしめている。これは合衆国の緯度三六度以南の諸州で生産されているが、それら諸州の面積は棉花生産にむく当メキシコ領の土地の二〇分の一にも達しない。……メキシコの土地は一般的にいて、合衆国よりも棉花に適している。特にグランデ Grande 河流域、コアウイラ・テキサス Coahuila-Texas 州地方はそうである。……イギリスは現在、合衆国から棉花を輸入しているが、今度の保護関税(嫌悪関税)によって、イギリス工業は大きな痛手をうけ、その報復に他国からの棉花輸入を考えられている。メキシコ棉がそこに入りこめるチャンスがある。そうならば、棉花のおかげでこれまで合衆国に流れ込んでいた莫大な富がメキシコへ入ってくる。……現在、オースティン開拓地の住民は棉花に従事しており、ヨーロッパ市場へ輸出する方法を知っている。……今、リヴァプールへ良質のメキシコ棉花を積んだ船が一艘入港すれば、大きな影響を与えることが出来る。今こそイギリスの注意をメキシコへ引付ける絶好の機会である。その時期を失わぬため、この開拓地から、ベラ・クルス Vera Cruz またはタンピコ Tampico を通じて、棉花を輸出することを許可していただきたい。」⁽¹⁶⁾

ベラ・クルス、タンピコその他のメキシコ諸港における棉花価格

は、しばしばニュー・オルリンズにおけるよりも高かった。また、棉花以外の農産物も有利に売却できた。開拓地からニュー・オルリンズ經由で棉花輸出をする場合には関税を支払う必要があったが、メキシコ諸港經由の場合には、その必要はなかった。ヨーロッパ工業製品を輸入する場合にも同様、ニュー・オルリンズ經由では、アメリカの高率保護関税を負担しなればならなかったが、メキシコ諸港經由の場合にはそれを免れ得た。したがって、輸出入いずれの場合をとつても、メキシコ諸港經由の方が有利であり、このような請願書は何回もおくられている。しかし、当時のメキシコ政府は、大幅な貿易制限をおこなっており、開拓地とメキシコ諸港との沿岸交易すら、なかなか許可されなかった。もっとも開拓地とニュー・オルリンズとの交易は、移住者をのせた船によっておこなわれ、最初から認められていた。

さて、結局はメキシコ諸港を通じてのヨーロッパ市場との連絡は成功しなかったが、それはともかく、開拓地の住民を代表しておくられた請願が、常にプランターの要望を述べていたことが注目される。さらに、こうした希望が容れられなかったことへの不満が、テキサスのコアウイラ・テキサス州からの分離運動、さらにはテキサスの独立の経済的背景をなしていたことを考えるならば、開拓地においてプランター達の影響力の大きかったことが了解されるであろう。

- (1) API, pp. 1275-6, APII, pp. 336-7.
- (2) Jenkins, J. H., *Recollections of Early Texas* (Austin, 1958)

p. 19.

- (3) Billington, *Westward Movement*, op. cit., p. 136.
- (4) API, pp. 632-3, APII, p. 362, pp. 1019-23.
- (5) API, p. 756.
- (6) API, p. 1104.
- (7) Moore, J. H., "Cotton Breeding in the Old South," *Agric. Hist.*, Vol. 30, No. 3 (1956) pp. 95-104.
- (8) API, p. 1223.
- (9) APII, p. 218, pp. 263-4, p. 520, p. 681, p. 691; Gray, op. cit., p. 906.
- (10) オースティン開拓地における価格は *Austin Papers* の各所で採られている勘定書の類からとった。ニュー・オルリンズ及びミンシナティの価格については Cole, A. H., *Wholesale Commodity Prices in the United States, 1700-1861, Statistical Supplement* (Cambridge, Mass., 1938) pp. 195-253.
- (11) Berry, F. S., *Western Prices Before 1861, A Study of the Cincinnati Market* (Cambridge, Mass., 1943) p. 113.
- (12) API, pp. 1358-9; Hogan, W. R., *The Texas Republic, A Social and Economic History* (Norman, Okla., 1946) pp. 5-9, pp. 53-80.
- (13) Gray, op. cit., p. 1027.
- (14) APII, p. 135.
- (15) Binckley, op. cit., pp. 21-2.
- (16) APII, pp. 122-30.
- (17) API, pp. 1037-8, APII, pp. 6-7, pp. 31-2, pp. 649-53, p. 711.

- (18) テキサスの独立(一八三六年)については Binckley, op. cit.; Lowrie, S. H., *Culture Conflict in Texas, 1821-1835*. (N. Y., 1932)

六

開拓初期のテキサスは、通常、小農民のフロンティア社会といわれているが、オースティン開拓地においては、すでにプランテーションを中心とする南部型社会が形成されていた、といえるように思われる。開拓地において早くから、プランターが支配的勢力となっていたことを明らかにするため、最後に奴隷制の問題をとりあげてみよう。

メキシコにおいては「神と自由」を標語とした独立の精神によって、奴隷制廃止を求める主張が、しばしば唱えられた。メキシコには債務奴隷が多かったが、廃止の対象となるような本来の奴隷はごく少なかったため、あまり抵抗はなかった。オースティン開拓地の奴隷所有者が、こうした情勢を心配したのは当然であった。

一八二四年、州議会が開かれるにあたり、開拓地住民の要望が、住民全体の集会によって決定された。これは煙草耕作許可を求めるものであり、他は奴隷制存続の要望であった。奴隷制についての要望書は次の如くである。

「オースティン開拓地への移住者の多くは黒人奴隷をつれてきており、最近、奴隷制廃止の噂に大変驚いている。移住者がつれてきた奴隷は、売買投機のためのものではない。奴隷は移住者の家で子供るときから育てられ、土地開墾、農場建設のためにつれてこ

アメリカ南西部における西漸運動

られた。開拓には大きな労働力が必要であり、彼等の助力なしにはそれは困難である。しかも移住の際には、法律によって奴隷をつれて来ることが許されていたので、全く安心して奴隷をつれてきた。大きな費用をかけて移住定着したあげくの果に、奴隷を解放してしまったら移住者は全く破滅してしまう。……当開拓地の住民については、その奴隷及び奴隷の子供が、生涯奴隷としてとどまるようにしていただきたい。」

これがプランターの立場にたつて書かれていることはいうまでもない。事実、要望書作製のため選ばれた四人の委員の中には、例のグロスが入っていた。こうしたことは、一八二四年当時、すでにプランター勢力が優勢であったことを示している。

その後、メキシコにおいて奴隷制廃止の噂のある度に、抗議書が開拓地からおくられた。一八二七年には、奴隷をつれて移住することが禁じられたが、これは奴隷を長期年雇人としてつれてくる方法により、くぐりぬけられた。一八二九年には、大統領による奴隷解放令が發布されたが、オースティン等の努力により、テキサスはこの解放令から除外された。

オースティンは、個人的には奴隷制に反対していたが、開拓請負者としては、それを支持せねばならなかった。彼は最初、開拓促進のための必要悪として奴隷制を認めたが、開拓が十分に進んだ後は、それが禁止されることを望んでいた。しかし、彼の希望する白人だけの楽園の実現は不可能であった。一八三三年に、彼は次のようにいっている。

「私はテキサスにおける奴隷制については原則的に反対してき
た。抽象的な原則としては私の考えは変わらないが、今や私はこの
問題についての考え方を改めた。テキサスは奴隷州にならねばな
らない。周囲の事情と避け難い必要とがそれを強要する。それが
人々の望むところであり、私は彼等の希望にそうように努めねば
ならない。」⁽⁷⁾

かくして、奴隷制に対する開拓地の住民やオースティンの態度
は、プランター勢力が支配的であったことを示している。オーステ
イン開拓地は、最初に引用した婦人旅行者が描いているような、自
由平等な小農民の社会ではなかったのである。

アメリカにおいて、開拓時代のテキサスが、小農民のフロンティ
ア社会であったとされていることには、研究史的な理由も存在す
る。テキサスへの移住は、ミズーリ協定の翌年に開始された。それ
が十五年後には独立して共和国となり、更に奴隷州として合衆国へ
加入するに至ったのであるから、この一連の事態が、奴隷制勢力を
拡大しようとするプランター達の陰謀であると考えられたのも、無
理からぬところであろう。こうした陰謀説は一九世紀には通説とさ
れていた。今世紀に入ってからの研究は、陰謀説が誤りであること
を証明することに努力を集中し、その甲斐あって今日では陰謀説は
学問的には生命を失った。⁽⁸⁾しかし、これらの研究においては、テキ
サスへのプランターの移住やプランテーションの建設といった、陰
謀説に有利な材料は、過小評価される傾向があった。こうした傾向
に、ダーナーの西漸運動の展開過程が結びついて、一八二〇年代、

三〇年代前半におけるテキサス像が描かれている。

もちろん当時のテキサスがプランテーションにおおわれてしまっ
たわけではない。また、オースティン開拓地より交通不便な場所に
あった開拓地では、プランテーションの展開はあまり見られなかつ
た。⁽⁹⁾そして、数的にはプランターや奴隷よりも、奴隷を所有しない
自営農民や牧畜業者の方が多かったことも確かである。しかし、南
北戦争前の南部は、プランテーションにおおわれた地域であった
か。それはプランターと奴隷とプリア・ホワイトだけの社会であつ
たか。そうでなかったことはオウズリー学派の業績によって明らか
にされている。とはいえ、南部はオハイオ河以北とは異質の社会で
あった。それは奴隷制に基づくプランテーションを中心として展開
する社会であり、棉花王国であった。

そうした意味で、開拓時代のテキサス、特に後年棉作の中心地域
となったオースティン開拓地一帯は、すでに南部型社会であった。
いわゆる南部型西漸運動への修正点として、牧畜業者の問題、プラ
ンターの初期からの移住の問題があることを最初に述べた。ここで
扱ったのは、第二の問題である。そして、テキサスの棉作地帯につ
いては、南部型西漸運動の通説に修正を加えるべきことを明らか
にし得たと考える。そこではフロンティアに、小農民と同時に奴隷
を連れたプランターが姿を現わした。同様な事態が、アラバマ、ミ
シシッピあるいはルイジアナの棉作地帯において見られなかったで
あろうか。⁽¹⁰⁾

西漸運動の展開過程を問題とするのは、フロンティアの存在が、

アメリカの農民にいかなる恩恵を与えたかを知るためである。アメ
リカ農業における資本主義の成立発展は、この観点を欠いては十分
に把握できないであろう。通説にあつては、南部において開拓
当初はフロンティアは小農民のためのものであった、とされてい
る。しかし、テキサスの棉作地帯においては、フロンティアの土地
は最初から、小農民のためよりは、プランターのために存在した。
香り高い野ぶどうにおおわれた豊かな土地、それはアラバマやミシ
シッピから移住した小農民にとって「自由な機会」を意味しなかつ
た。他の棉花地帯についてもこうした事情が明らかになるなら
ば、南部において小農民の身分上昇が困難であった原因の一方
が、解明されることになるであろう。

- (1) Barker, E. C., "The Influence of Slavery in the Colonization
of Texas," *Mississippi Valley Hist. Rev.*, vol. 11, No. 1 (1924) pp.
6-12; Bugbee, L. G., "Slavery in Early Texas," *Political Science
Quarterly*, Vol. 13, No. 3 (1898) pp. 389-92

- (2) API, p. 825.
(3) API, pp. 827-8.
(4) API, pp. 810-11.
(5) Barker, "Slavery," op. cit., pp. 12-26; Bugbee, op. cit., pp.
397-412, pp. 648-661.
(6) API, pp. 413-7, pp. 421-3.
(7) API, p. 981.
(8) Billington, *Westward Expansion*, op. cit., p. 483; Bemis, S.
F., *John Quincy Adams and the Union* (N. Y., 1956) pp. 352-7.
(9) Batte, L. M., *History of Milam County, Texas* (San Antonio,
1956) pp. 55-7.
(10) Gates, *Farmer's Age*, op. cit., pp. 140-1.

〈付記〉 本稿は、高村象平教授の御指導の下に研究した修士論文の
要約である。